

加須市立図書館ホームページ広告掲載募集要項

(平成26年3月26日市長決裁)

この要項は、加須市有料広告掲載要綱（平成22年加須市告示第1号）第12条に基づき、市立図書館のホームページにおける広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び位置)

- 1 広告の掲載場所は、市立図書館のホームページのトップページとする。また、掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告を掲載できるものの範囲)

- 2 広告を掲載できるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の事業所及び団体

(2) その他市長が適当と認めるもの

(広告の規格)

- 3 広告の1枠当たりの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 縦60ピクセル

(2) 横120ピクセル

(3) 4キロバイト以内

(4) GIF形式（アニメーション不可）

(広告の掲載期間)

- 4 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は6箇月を限度とする。ただし、初めての掲載から連続して6箇月を経過後に更新する場合は、12箇月を限度とすることができる。

なお、掲載始期は月の最初の開館日の午前8時30分とし、掲載終期は月の最後の開館日の午後5時とする。

(広告の掲載料)

- 5 1箇月当たりの広告の掲載料は、1枠5,000円とする。

(募集枠)

6 募集枠は、6枠とする。ただし、一事業者 1 枠に限るものとする。

(広告掲載の順位)

7 広告掲載の順位は、受付順でホームページの上から順に掲載する。

ただし、連続して 2 箇月以上掲載する場合は、1 箇月単位で上欄へ移動するものとする。

(広告掲載料の納入)

8 広告掲載の決定通知を受けた者は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに第 5 項に規定する掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

9 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が、
法令又はこの要項に違反した場合

(掲載希望者の責任等)

10 広告の内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとし、
広告原稿の作成経費は、掲載希望者の負担とする。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。